

第49回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成22年2月12日(金)開催

開催日時 平成 22 年 2 月 12 日（金）午前 10 時 00 分から

開催場所 新潟県自治会館 901 会議室

出席委員 中出文平、松川武司、木津輝子、平井邦彦、北沢利枝、梅田久子、小林則幸
太田恵子、佐野可寸志、岡崎篤行
以上 10 名
（欠席：入村明、箕口秀夫、藤林紀枝 以上 3 名）

1 開会

2 あいさつ

野澤土木部長

3 新任委員の報告

事務局から2月4日付けで入村委員が就任したことを報告。

4 会議の成立

定数13名中10名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第6条第3項の規定により、審議会が成立する旨を事務局から報告。

5 議事

(1) 新潟県土地利用基本計画の変更について

(平井会長が議長となり、議事を進行)

- 平井会長 それでは、議事を進めさせていただきます。
 審議に先立ちまして、議事録署名委員を指名させていただきます。
 松川委員にお願いできますでしょうか。
- 松川委員 はい。
- 平井会長 お願いいたします。
 本日、マスコミなどの方から傍聴の希望がございますが、公開している会議ですので傍聴を認めることとします。
 それでは、審議に入りたいと思います。
 国土利用計画法第9条の規定によりまして、新潟県土地利用基本計画の変更について、知事から意見を求められております。
 内容について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (配付資料により、「新潟県土地利用基本計画の変更について」を説明)
- 平井会長 ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。
- 中出委員 よろしいですか。
- 平井会長 はい、どうぞ。
- 中出委員 最後の案件の阿賀野森林地域ですが、旧笹神村は国有林の部分を除いて都市計画区域、都市地域にしたはずなので、少なくとも資料2の地域別概要のところの阿賀野森林地域の重複部分は農業地域だけでなく都市地域も4haになるのではないですか。
- 事務局 ただいま詳細を確認したところ、中出委員ご指摘のとおり対象地域全てが都市地域にも重複しておりましたので、お詫びと訂正をさせていただきたいと思えます。大変失礼しました。
- 中出委員 土地利用基本計画図は用地・土地利用課が管理しているもので、審議事項に当たる資料を我々に添付するということは事務局の手を通過しているわけですから、普通の方には理解できない図面ではあるけれども、この図面を見て、三つの地域の重複から二つの地域になるということは、我々にもわかることであって、

こういうミスがあるようでは、審議が成立しなくなるのできちんとしていただきたいと思います。

事務局 ご指摘は全くごもっともなことでございます。確かに変更地図を見ればこのような形になっておりますので、口頭での修正になりますが、お願いしたいと思います。

平井会長 厳しい指摘がありました。事務局の説明でよろしいでしょうか
中出委員 計画書の変更概要と資料3の表が変わるわけですが、正しくない議案書で諮問があり答申しなければならないとするとそれは非常に具合が悪い。紙でもらえるのであれば答申することはできますが、口頭というのは具合が悪いと思います。

事務局 ごもっともだと思います。内容についてはご理解いただきたいと思います。今、資料で配付するのは時間等々の問題もありますので、速やかに本日発送という形で、資料の修正をご了承いただければと思います。

平井会長 事務局から速やかに資料を送付するという点でよろしいですか。
中出委員 少なくとも議案書が間違っていたら答申できないはずですが、会長に一任し、議事録署名委員が了解していただけるなら構いませんが。

平井会長 事務局の方で不手際があったようですが、資料は送付ということで対応していただきます。次回からはこのようなことがないようにお願いします。

事務局 わかりました。
岡崎委員 わりと簡単に気がつきそうですが、他は間違っていないことは保証されますか。どこどこが重複しているかは図面を見て確認するだけなのですか。

中出委員 国土交通省のラッキーというソフトでチェックできるはずですし、県で正しく更新していれば情報としてチェックできるはずですが、通ってしまっています。

岡崎委員 その他は大丈夫でしょうか
平井会長 その他は事務局からチェックしていただいて、会長一任ということでお願いします。

事務局 承知いたしました。
梅田委員 手書きで修正しますので、事務局から説明をお願いしたいのですが。
事務局 (修正内容を口頭で説明し、)後日修正資料をお手元にお送りいたします。重ね重ね申し訳ありません。

平井会長 その他はどうでしょうか。
(意見なし)

平井会長 それでは、変更に関しては了承ということで答申することにいたします。答申文案については会長一任ということでお願いします。

事務局 その他事務局から何かありますか。
(参考資料「今後土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件」により説明)

平井会長 ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。
中出委員 別紙2の整理番号1から3は基本的には一つのインターチェンジの場所を森林地域から外すということで、ただ事業者が違うということで3つに分かれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。今回の資料は林地開発の件数ベースで来ています。
中出委員 変更の際には一体のインターの開発ということでよろしいですか。
事務局 変更の時は一体の案件ということでよろしいかと思います。
中出委員 今、林地開発を許可したという長岡の案件と、ガーラの件ですが、森林地域が

かかっているところに開発許可を出して、道路などになった時に森林地域から外すのでしょうか。都市地域や農業地域はそのまま構わないような気がするのですが。森林地域に関しては、森林法による林地開発があった場合に即座に除外されるという仕組みでしょうか。

事務局 基本的に地域森林計画対象民有林を運用上森林地域にしていますので、法面や路面は恒久的に森林にならないもので、そのようなものについては森林地域から除外しています。その点の中出委員ご指摘のとおり都市地域、農業地域と運用が異なる点でございます。

中出委員 説明ありがとうございます。

岡崎委員 素朴な質問で恐縮ですが、許可は何に基づいて誰が行うのですか。

事務局 許可は森林法にもとづく許可になりますので、許可権者は県になります。

岡崎委員 その時に、何で許可するかしないかのその基準は説明をいただけますでしょうか。

事務局 許可になりますと森林法上支障がないか、行為の技術的側面を判断し許可していると伺っております。詳細ということでしたら担当課から説明をお願いしたいと思います。

岡崎委員 詳細についてお伺いしたいと思います。

治山課 林地開発の関係でございますが、森林計画に則る森林の中で1ha以上の開発が行われる場合については、許可制に基づく申請が必要でございます。許可基準ですが4点ありまして、1点目は防災設備の設置ということで、森林が失われる場合は代替の機能を持たせる仕組みをつくりなさいということです。2点目は森林ですと水を蓄える機能がございまして、それに代わる調整池をつくりなさいということです。3点目は森林には水源かん養という機能がありまして、それを担保するということでございます。4点目は森林開発区域の外側、周辺に残置森林を設けなさいということです。それが技術的な面です、当然ながら土地所有者の了解等々全員の承諾をもって、開発事業者と契約を結びながら事業を行うということです。

岡崎委員 それは森林の機能的な面からチェックするということですね。それで我々は何を審議したら良いのか、というのがわからないのですが。我々は土地利用、国土利用計画上、適切かどうかを審議するのだと思いますが、その基準はどこにあるのでしょうか。

事務局 土地利用基本計画書でいいますと、資料1の五地域の定義、この地域は五地域のうちどのように該当させていくかどうか、外すのかどうかという運用の部分でございます。さらに重複するということだと、どのように被せるか、被せてどういう調整をするか、被せないかについては、地域区分の重複する地域に係る調整指導方針を考えながら諮問案を作成しているところでございます。今回ですと都市地域を被せる案件と森林地域を外す案件につきまして、大きな観点から国土利用計画上適当なのか適当でないのかにつきまして、五地域の定義や調整指導方針を踏まえながらご意見を賜ると考えているところでございます。

小林委員 それぞれ自治体の土地を巡る背景が非常に大きく変化しています。こういう問題の提起を頂いて可否を答申するかどうかということは、十分検討するに値すると思うのですが、原点はその地域がおかれている土地の地域区分によって、地域の再生と地域の将来的な活性化にいかに関わるかが十分協議されているわけでしょうか。

事務局 はい。

- 中出委員 都市計画法における開発審査会とは違うので、どのような事由で許可を出したかをわかるようにしていただければ、我々は諮問されたものに対応できると思います。それは農業地域については農業委員会ですね。農業地域が減ると市街化区域、用途地域が拡大するので都市側が説明責任を負うのであまり問題ないと思いますので。許可についてきちんと説明が出来るように用意してもらえれば良いと思います。そうでなければ図面上色塗りが変わっていることに良い、悪いということしか言えないというのが岡崎委員の持っている不満だと思いますので、その部分を説明できればと思っています。
- 岡崎委員 内容的には詳しくやっていただければ実質上問題はないと思いますが、どうもシステムが良く理解できなく、つまりここですべてを可決しなければならぬと決まっているわけではないと思ひまして、否決しても良いわけですね。審議会としてノーと言っても県知事がイエスと言えれば良いのかもしれませんが、ここで国土利用計画としてダメだと判断しても良いわけですね。しかし許可は出しているわけですから許可は取り消せませんよね。だから仕組みとして理解できなくておかしいのではないかと思うのですが。その問題は我々がここでどうこうできるわけではなく、法律を変えなければならぬと思いますが、同じ事が全国から上がっているのではないかと思います、そのことを国の方にこの仕組みを一体どうなっているのか、議論があることを上げていただければと思います。
- 中出委員 岡崎委員が誤解されているのは、開発許可と地域指定は違う次元で、国土利用計画法は考えていると思います。開発したところの地域の指定が合わないから地域の指定を変えろということ、地域指定は計画の問題で、許可をするかどうかは開発が妥当かどうかということであるので、岡崎委員のおっしゃる意味はわかりますけれども、五地域指定をどうするかということは、新潟県が新潟県土をどういうふうにするか、五地域区分を担保していこうかということ、ここで承認するかどうかを審議するのがこの場ですので、地域を変えなくても開発は進むので、土地の実態に合わない開発が進むということです。そこまで遡及して開発がダメだとは言えない。
- 岡崎委員 つまり開発がダメだとは言えない。その土地利用、国土利用として望ましくない状況が発生したとしても矛盾したままで行くということですね。ここでは変更は望ましくない判断し国土利用計画は変えないで、開発は行えるということになるわけですね。
- 小林委員 審議会に課せられているのは議題について議論し、お互いの意見を開陳しあって、それを総括した中で審議することだと思います。私たちは諮問されたものを受けて合意するかしないかであって、そのような場合はどうするかを議論する場ではないと思うのですが。仮定の問題まで論議するのは議論の幅が広がってしまう。もう少し前向きに委員としての使命をしっかりと踏まえながら、いま岡崎委員がおっしゃるように、どうしても同意出来ないということであれば、それでいいと思います。
- 中出委員 ただ、国土利用計画の役割は五地域の変更に対する諮問に対する答申だけではなくて、県土の土地利用に対する専門家として意見を言うということは、国土利用計画審議会の役割として入っているわけですね。
- 小林委員 その通りだと思います。
- 中出委員 小林委員の言われることもわかりますが、岡崎委員の言われるようにシステムとしてどうなのかを議論しても良いと思います。
- 岡崎委員 お時間をとって申し訳ないのですが、些細な問題なら申し上げないのですが、

根本的な問題ですので、これがはっきりしないと個別の案件について審議のしようがないので申し上げているわけであって、ここで議論してもしようがないと思います。我々の権限がないことを議論してもしようがないので上に上げていただきたいということです。

事務局 それぞれの委員がそれぞれの立場でご意見をいただいたわけですが、岡崎委員からの議論もそれぞれでごもつともだと思えます。私ども国土利用計画法の事務については県の判断で行っているということで、それぞれを精査して対応できるように、必要があれば国土交通省に照会するという形で、皆様方から大きなところで、根本的なところで疑問を持つことがなく審議が進められるよう環境、資料を調べて参りたいと思いますので今後もよろしく願います。

平井会長 よろしゅうございますか。これは岡崎委員が前から言われていることですから、そのことはよろしく願います。その他何かございますか。

課長 今日はいろいろありがとうございました。今日はまた初歩的な議案のミスということで誠に申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように十分気をつけたいと思います。最後の議論ですが、私も委員の皆様方から言われていること、議案に至った経緯の背景について分からないで、事象だけをみて良いか悪いかを判断するのは、難しいというのは理解できますので、その辺ももう少し丁寧なご説明、例えば市町村の方でどのように考えたかを踏み込んでお示しできるようにして参りたいと思います。来年度は、土地利用基本計画書の改定も検討していますので、引き続き委員の皆様からご専門の立場から意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

6 閉会

平井会長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

午前 11 時 19 分終了

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員 _____